

○関西医科大学病院長選考規程

第1条 この規程は関西医科大学附属病院、総合医療センター、香里病院、くずは病院の病院長及び天満橋総合クリニックの院長の選考に関して必要な事項を定める。

第2条 病院長（院長を含む、以下同様）の任命は、特定機能病院である附属病院については関西医科大学附属病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）の推薦に基づき、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得た後、理事長が行う。それ以外の病院長の任命は、当規程第14条により推薦された候補者について、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得た後、理事長が行う。

第3条 病院長は専任とする。なお、原則として本学の他職務との兼務は認めない。

第4条 病院長の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、通算4期8年を超えることはできない。

2 天満橋総合クリニック院長においては、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合には、2年を限度に延長ができるものとする。

第5条 病院長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出て、理事会がこれを認めたとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

第6条 病院長候補者となることができるものは、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 心身ともに健全にして人格高潔である医師
- (2) 医療安全確保のために必要な資質、能力を有している者
- (3) 病院の管理運営のために必要な資質、能力を有している者

第7条 理事長は、第5条第1号に該当し附属病院長選考が必要なときは、常任理事会の議を経て、選考委員会を設置する。その場合、任期満了の3カ月前までに選考委員会を設置しなければならない。第5条第2号、第3号の場合は、速やかに選考委員会を設置するものとする。

2 理事長は、選考委員会に対し、選考を行う上での意見を述べることができる。

3 選考委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。委員が欠けた場合の補充の場合を含み、委員は理事長が任命する。

- (1) 常任理事会から選出された理事 1名
- (2) 学長

(3) 附属病院部長会から選出された診療部長 1名

(4) 理事長が委嘱する学外有識者 2名

4 選考委員会に委員長をおく。委員長は、前項第(1)号により選出された委員とする。

5 選考委員会の委員が附属病院長候補者として推薦されたときは、委員を辞任しなければならない。

第8条 理事長は、選考の開始と選考委員会の設置について、その旨を公示しなければならない。

第9条 選考委員会は委員長が招集し、その議長となる。

第10条 選考委員会は、第6条の要件を満たす者の中から、附属病院長候補者1名を選出し、理事長に推薦する。

第11条 選考委員会は、理事長に附属病院長最終候補者を推挙するにあたり、必要に応じて、附属病院長候補者に対し自身の業績や抱負などの聴取及び質疑を行う機会を設けることができるものとする。

第12条 理事長は前条の附属病院長最終候補者1名の推挙を受けた場合、附属病院長予定者と認めた者について、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得た後、附属病院長に任命する。

2 理事長は最終候補者が附属病院長として相応しくないと判断した場合、常任理事会の議を経て、選考委員会に附属病院長選考のやり直しを命じることができる。

3 理事長は附属病院長選考の最終結果を学内に公示する。

第13条 附属病院長選考に関する事務は、総合企画室が担当する。

第14条 理事長は、附属病院以外の病院において第5条に該当した場合、第6条の選任基準により、病院長候補者を常任理事会に推薦するものとする。

附 則

1 この規程を改廃する必要があるときは、常任理事会の議、理事会の承認を経て理事長が決定する。

2 この規程は、平成30年11月29日から、これを施行する。

3 この規程の制定をもつて、関西医科大学附属病院長選考規程、関西医科大学総合医療センター病院長選考規程、関西医科大学香里病院長選考規程、関西医科大学くずは病院長選考規程、及び関西医科大学天満橋総合クリニック院長選考規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。